

(2017年10月10日講演)

3. 「日本の漁業法の歴史・制度について」

水産アナリスト 有菌眞琴委員

今日は日本の漁業法の歴史・制度について説明するが、前段で江戸時代から明治漁業法が出来上がった経緯について少し説明した後、明治漁業法と戦後漁業法がどう違うのかといった内容に立ち入っていきたいと思う。日本特有の漁業権制度は非常に分かりにくいですが、現在もその漁業権制度が沿岸漁場における法律として江戸時代からずっと続いてきているということで、まず話をさせてもらう。

日本の漁業制度の原型が作られたのは、江戸時代である。江戸時代に江戸幕府が寛保元年に出した「律令要略」が原点になっている。「律令要略」というと、一般的な漁場利用の原則を示したものであり、当時の判例等を引っ張り出して作ったものである。その背景には、江戸時代になって漁業が非常に発達し、それによって各地でトラブルが生じてきたということで、江戸幕府としても、指針を示して各藩に取り締まりをお願いするようなことになったわけである。

その「律令要略」の中の幾つかをピックアップしているが、まず最初の、村並びの漁場の境は、村の境から沖への見通し線である。これは一村専用漁場と言って、漁村の各浜で税金を納めたところでは、各浜の漁場は一村専用として利用させるといった規定があったわけである。

その次の磯見漁は地先の磯根の範囲であり、その沖は入り会いである。要は採貝・採藻は、それが続いた根付きの範囲である。しかし、その沖合は誰でも自由に操業できると、その沖は入り会いであることを示している。

その次の入り会いの漁労・採藻はともに両郡の中央を境界とするというのは、採貝・採藻だけではなく、各浜が自分の前浜だけではなく他村へ入漁するといったことも、税金の納め方次第では行われていたわけであり、その場合には村の境ではなく、入漁については郡奉行とか代官の管轄する区域までは認めるというのが、この「共に両郡の中央を境界とする」という意味である。

それから、海石や浦役永は漁業税であるが、漁業税を納めている場合には、他の村の漁場であっても入り会いの例が多い。場合によっては税金が納められないことによって、他村から来てその前浜を利用されることも行われていたと聞いている（資料P1）。

徳川幕府は、諸藩における政治は各藩の自治に任せていて自治が原則であった。だから、漁業の指導取り締まりにおいても、各藩で全く同じわけではなく、各藩によっていろいろなやり方があったようである。

長州藩においては、漁業の許可や取り締まりは代官に一任されていたが、実際には浦島

役座という自治組織を構成する浦庄屋とか浦年寄、あるいは畔（くろ）頭、網頭、船頭といった方、浦百姓衆と言うが、その浦百姓衆が漁業一切の事件をつかさどって監督・指導するのが通例であったとされている。長州藩では漁業の免許が必要なものが網漁業と鯨漁であった。その場合には浦島役座において書類を整えて代官を通じて藩に申請を上げ、免許が藩から下りると、代官を通じて浦島役座を通じて下付されるようなシステムになっていたそうである。

一方、江戸湾においては、ご存じのように徳川家康が入府したときには江戸湾の漁業は関西ほど発達していなかったため、徳川家康は摂津国の佃村から漁師 30 余名を伴って入ってきた。そして、江戸湾の漁業に関西の進んだ漁業を取り入れることによって振興を図ったとされている。そうなってくると、だんだんと漁場利用をめぐるトラブルが発生して、文化 13 年に武蔵・相模・上総の三国の 44 浦の名主・総代等が「内湾漁業議定一札之事」という協約を取り交わしている。この協約は、江戸湾での使用漁業を三十八職（38 漁法）に限定することを規定した、当時としては画期的なものとされている。江戸湾においてはどのくらい当時漁村があったかということ、84 の本浦があったとされている。主に漁業をする漁村である。そして、そのほかに、漁業を従とし農を主とする村を枝浦と言うが、14 の枝浦があったとされている。

江戸時代における漁業制度の特徴は、名主等を中心とする階層的で強固な自治組織の存在と運営にあり、その自治組織が江戸時代の漁村を支えていたと言えるかと思う（資料 P2）。

明治維新が 1867 年に起こるが、明治政府は明治 7 年に、山林野とともに海・川・湖沼を官有地（国有）であるという宣言をする。そして、翌年には旧来の漁業に関する権利や慣行を否認して、新たな申請に基づく借用料の徴収を主体とした漁業制度を施行した。これがいわゆる海面借区制と呼ばれる制度である。しかしながら、この海面借区制が施行された後すぐ、全国各地で一大紛争が勃発し、漁業利用の秩序が混乱したとされている。その最大の理由が、長州藩で言えば浦島役座であるし、名主・総代会といった自治組織の存在を明治政府が否定し、その名主等の協力が得られなくなったことによって混乱したとされているわけである。したがって、明治政府は早くも 9 年に海面借区制を廃止して、旧慣による漁場利用の権利・慣行を承認することによって事態の収拾を図った。

その後、だいぶたって明治 34 年に漁業法がやっと出来上がるわけであるが、この間に何もしなかったわけでは決してない。明治 19 年には、いわゆる水協法の前身であるが、漁業組合準則を出して、各浜浦に漁業組合を設立することによって漁場利用の秩序を確立することを試みたわけである。その後明治 24 年には、当時の農商務大臣の陸奥宗光が漁業法を作るべしという意見を述べる。そして、その 2 年後の明治 26 年に、当時の貴族院議員であった村田保が帝国議会に漁業法案を初めて提出したわけである。しかし、その後もたびたび提出するが、帝国議会では、近代法的な内容を備えていなかったということで否決される。四回ぐらい否決されたそうである。そして、やっと明治 34 年になって漁業法が成立し、ここに漁業の慣行が法的裏付けを持った漁業権という形で権利化されたわけである。

しかし、この漁業法は、漁業権の性格について近代的法的な明確さを欠いていた。さらには明治 30 年に遠洋漁業奨励法が明治政府から出される。この遠洋漁業奨励法は、沿岸の漁場が狭いので沖合に行けということで補助金を交付したことによって、今度は沿岸漁業と沖合遠洋漁業との漁場をめぐるトラブルが発生した。そのため、これを取り締まるために、汽船トロール漁業と汽船捕鯨業を許可漁業に位置付けて、漁業法の中に入れ込み、規制を加えようとした。それに先ほど説明した漁業組合準則によって各地に漁業組合ができていたが、これは単なる漁業権管理組合としての機能しかなかったということで、共同利用事業を漁業協同組合に立ち上げ、そして、この税金については所得税も営業税も免除するという全面改正を行い、明治 43 年に明治漁業法として成立を見たわけである(資料 P3)。

次は明治漁業法と戦後漁業法の比較対照に入っていくが、GHQ の主導によって戦後すぐ漁業法の改正に向けた作業が始まった。ここでも相当な紆余曲折があった。最初は農地改革に触発されて中央水産業会が漁業法案を初めて昭和 21 年に出すのだが、その後 3 年かかって紆余曲折を経て、戦後漁業法が昭和 24 年に制定されたわけである。その経緯については今日は時間がないので割愛させてもらうが、手元に事前に配ってある「実例でわかる漁業法と漁業権」という資料、これは小松主査と私の共著で、近々今月中にも本が出版される予定になっているが、その原稿である。その中の 47 ページ以降に、この戦後漁業法の制定経緯が詳しく書かれているので、時間のあるときに参考にしてもらいたいと思う。

それでは、明治漁業法と戦後漁業法の比較をしていきたいと思う。先ほど説明したように明治漁業法は、法治国家として江戸時代から続いてきた漁業の慣行を漁業権という形で制度化し、それによって資源の保護と漁業の調整取り締まりを図るという目的で制定されたわけである。

一方、明治漁業法は漁村の封建制の基盤になっていて、要するに明治時代から大正時代、さらには昭和の初め、戦前までこの明治漁業法で漁業調整を図ってきたわけであるが、その漁場が実は一部の資本家、網元とか津元とか船頭と呼ばれる金持ちに占有されていて漁村の封建制の基盤になっているということで、これを否定するために、新しい漁場利用秩序の構築によって水面を高度利用し漁業生産力の向上と漁村の民主化を図るという、現在の漁業法の第 1 条に書いてある目的に沿って制定をされている。

漁業権の種類についてであるが、明治漁業法では、専用漁業権と定置漁業権と区画漁業権、さらに特別漁業権の 4 つの漁業権が設定されていた。しかし、戦後漁業法になると、その専用漁業権と特別漁業権を廃止して定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権という現在の 3 つの漁業権に整理をしたわけである(資料 P4)。

該当する条文を資料 P5 に示しているが、明治漁業法の場合、第 4 条に定置とか区画漁業権は免許が必要であると書かれている。また、第 5 条には水面を専用する地先水面専用漁業権のことを言うが、その場合には漁業組合が出願した場合しか認めないと。明治時代の明治漁業法の下では、実は組合免許は専用漁業権だけに限られていたわけである。そして第 6 条には、そのほか大臣が必要であると認めたとときの漁業の種類は別途定めると、これが

特別漁業権に該当するものである。

一方、戦後漁業法においては、現在も同じであるが、第 6 条に定置、区画、共同という 3 つの漁業権が定義付けされている。

話がだんだんややこしくなるので、資料 P6 のフローチャートで、明治漁業法から戦後漁業法にどのように編成替えがされたか、漁業権が変わったかを示した。

まず専用漁業権は、組合免許の専用漁業権がある。そのほかの定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権は経営者免許であり、個別独占漁場が与えられていたわけである。定置漁業権は、今の大きな定置網漁業だけではなく、壺網、落網あるいは建網といった漁具を固定して魚を取るものが 7 種類定められていた。また区画漁業権については、現在と同じであるが、3 種類あった。それから特別漁業権については、鯨漁業、イルカ漁業、船曳網漁業、地引き網漁業といった 9 種類の大が定めた漁業種類があったわけである。

それで、先ほど説明したように、明治漁業法の下で一部の資本家に漁場が独占されるという弊害が起きたので、それを取り除くために戦後漁業法は最大限の努力を払ったわけである。その代表が共同漁業権で、現在と同じく第 1 種から第 5 種まで漁業権が設定されている。第 1 種共同漁業というのは、採貝・採藻漁業で、アワビ、サザエ、ウニ、コンブ、ワカメといったものを採捕するものである。第 2 種共同漁業は明治時代の定置漁業権の中で規模の小さな漁具を固定して操業するようなもの、小型定置網、建網、固定刺し網、さらには特別漁業権のほうから敷き網、四つ手網漁業、袋待網漁業といったものである。それぞれの漁業権の中から該当する漁業のタイプに基づいて再編した。第 3 種共同漁業は、今度は漁具を固定せず引き回す地引き網漁業であるとか、船引き網でも動力漁船ではない無動力の船引き網漁業あるいは地こぎ網漁業、漁具を運用することによって魚を取ったもので、漁獲圧はそれほど高くないが、沿岸で行われるものである。そして第 4 種共同漁業は特殊な漁業で、現在でもあまり例が見られなく、三重とか和歌山あるいは瀬戸内海の広島といったところで行われているが、例えばボラとかコノシロといったものは冬季になって寒くなると特定の漁場に固まってくるので、それを固定刺し網で捕獲するような寄り魚漁業や水鳥のアビが瀬戸内海でイカナゴを取るために集まってくるのを目印にして、その下にはイカナゴを追いかけたタイが集まっているので、そのタイを狙って船をこぎ入れてタイを釣るような鳥付こぎ釣り漁業という特殊な漁業である。その他に第 5 種共同漁業として内水面漁業がある。戦後漁業法において、内水面では増殖義務を課して、アユやコイに漁業権を設定するときには放流をして保護する措置を取って内水面漁業を共同漁業権とした。このように、戦後漁業法では、組合管理漁業権を 1 種から 5 種まで幅広く設定したわけである。

定置漁業権は、規模の大きな大敷網のようなもので、これを定置漁業権として経営者免許とした。例えばニシン、イワシ、サケマスといったものを大型の定置網で取る、身網の設置水深が 27 メートルよりも深いような場所に設置する大型の定置網漁業、そして沖縄では 15 メートル以深となっている。

区画漁業権については、3種類のタイプがあるが、いずれも明治のときと変わっていない。第1種区画漁業というのは、小割いけす養殖業、垂下式の養殖業、あるいはひび建養殖といたったものである。第2種区画漁業は、湾を仕切って大規模に魚類養殖等を行う。湾を網や堤防で仕切って、ため池養殖のような形態の養殖を第3種区画漁業権で免許することになったわけであるが、昭和24年の時点では、ノリのひび建養殖と、カキの養殖と、ホタテ等の貝類の地まき養殖や内水面の魚類養殖を組合管理漁業権とした。

許可漁業は、動力漁船を用いて網を引き回しながら魚を追いかけて取るような網漁業、動力を用いて行うような船引き網漁業、巻き網漁業のようなものを許可漁業とし、その他の一本釣りとか、はえ縄とか、免許とか許可の要らない小さな漁業については自由漁業という位置付けをしたわけである。

資料P7は漁業権の法的な性質についてである。明治漁業法も、昭和漁業法というか戦後漁業法も、漁業権と入漁権は物権と見なされて、土地に関する規定が準用されている。しかし、一番大きく異なるのが、明治漁業法の下では漁業権の譲渡とか賃貸が可能であったわけである。その下、明治漁業法の第15条に書いてあるが、漁業権または入漁権の各共有者は他の共有者の同意あるにあらざればその持ち分を処分することを得ずと。要は同意があったら処分してもよいということであるから、譲渡され、賃貸されるようになったと、それで一部の資本家に独占されることが起きたわけである。したがって、その弊害を除くために、戦後漁業法では貸し付けは一切禁止され、譲渡や抵当権の設定等も例外を除いて原則として認められないという、下に示すような条文が設けられたわけである。

なお、抵当権についての規定はこの下に書いていないが、第24条にその規定がある。

資料P8は漁業権の存続期間についてである。明治漁業法のときには、免許は申請者の先願主義が取られていた。要するに早く申請した者に優先権が与えられるような形が取られていたわけである。そして、これらの漁業権の存続期間は20年以内、かつ更新も可能であるとされたことから、その権利が半永久化することにつながった。戦前、この戦後漁業法ができる前には、権利が設定されていても全く行使されていないと、一部の漁場だけではなく各地にそういうところがあったそうである。そういった弊害を除くためにも戦後漁業法においては、その存続期間を共同漁業権は10年と短くし、定置漁業権と区画漁業権は5年としたわけである。さらに、この免許手続きについては、都道府県が定めた漁場計画に基づいて一斉更新によって免許する新たな制度を導入したわけである。その規定は、ここには記載していないが、第11条にその漁場計画に基づく免許手続きが現在の漁業法では定められている。

なお、下の赤書きで書いてあるように、昭和37年には真珠養殖業と第2種区画漁業権については存続期間が10年に延長された。なぜ延長されたかという、真珠養殖とか第2種の区画漁業権は非常に規模の大きな会社経営の養殖形態を取っている場合が多く、その経営をするに当たって、資金の借入期間が十分に取れるように10年に延長されたわけである。

資料P9は組合免許と経営者免許についてである。明治漁業法では、先ほど説明したよう

に組合免許は専用漁業権だけであった。しかし、この専用漁業権の性質について、水産庁や学者が解釈を加えているが、あまり正確な解釈がされていないということで、あえてここで説明したいと思うが、地先水面専用漁業とは、漁業組合に前浜漁場を特権的に利用する権利（一村専用）を認めたものであり、現在の第 1 種共同漁業に相当するものである。これは最初江戸時代のところで申した一村専用漁場がここまですっと続いていると、江戸から明治まで続いてきたものである。

一方、慣行専用漁業は、入会慣行のある漁業組合に特定漁場、他村入会等、複数の漁村が入り会って利用している漁場の漁業権を認めたものであり、どちらかと言えばこれは現在の入漁権に相当するものである。当時、慣行専用漁業権については、行使規則の中で実は制限が加えられていた。江戸時代から続いてきたとはいっても、これを野放図に認めず、漁業種類を増加したり、区域を拡大したりというような慣行専用漁業権は一切認めないということで、施行規則の第 20 条に制限が加えられてあることが書かれている。事前に配布した明治漁業法や、現在の漁業法を後で参照してもらいたいと思う。

さらに、戦後漁業法においては、共同漁業権と指定された区画漁業権、これは後の昭和 37 年に特定区画漁業権という形になるが、これが組合管理漁業権になったわけである。しかし、手続的にこの組合管理漁業権を行使するに当たっては、漁業権行使規則または入漁権行使規則を組合が定めて県の認可を得て、そして組合員に行使させるという規定が盛り込まれたわけである。定置漁業権と指定された区画漁業権、この指定された区画漁業権というのは、例えば真珠養殖であるとか、あるいは第 2 種の区画漁業権といったものは旧法と同じく経営者免許とされたが、漁業権の種類ごとに定められた優先順位によって免許するという新しい制度が導入されたわけである。第 15 条にそのことが書いてあるが、その条文は第 16 条から第 19 条に細かく規定されている。

資料 P10 は先ほど説明した漁業権対象者と存続期間を明治漁業法と戦後漁業法で比較したものである。ここで注目してもらいたいのは、3 段目の区画漁業権である。これが漁協への免許、組合管理漁業権となっていて、昭和 37 年にはこの下の漁業権の藻類と小割式養殖を上を持ってきて、そして特定区画漁業権として組合管理にしたわけである。さらに、漁業権の存続期間についても、下にある真珠養殖とか第 2 種区画漁業権、これは経営規模が大きいと、会社経営が多いということで、昭和 37 年にその漁業権の存続期間を 10 年に延長したわけである。

話が非常にいろいろなことに入ってくるので、眠くなるだろうと思うが、一番眠くなるのが漁業権免許の法定優先順位である。読まれたら分かるが、漁業法の中でこれほど難解な文章はない。第 15 条から第 19 条に書かれてあるが、これを二度読んでも三度読んでも頭に入らない。資料 P11 のように表で整理するといかにも分かりやすく頭に入るようであるが、一度読まれたら自分は頭がおかしいのかなと、実は分かるほうがおかしい。それぐらい難解である。

まず定置漁業権について説明するが、第一順位が地元地区に居住する漁民の 7 割以上が

組合員である漁協、地元漁協を最優先とする。またはこれと実態を同じくする法人、網組のようなものが第一順位であると、昭和 24 年の時点ではそう書かれていた。第二順位は地元漁民の 7 人以上で構成される法人、生産組合のようなものが該当する。第三順位が漁業者または漁業従事者、第四順位がその他の者となっているわけであるが、この第三順位の括弧のところに、同列の者が出てきた場合には、同種漁業経験者、この場合には定置漁業をやった経験がある人が、その中では、同列であった場合には優先されると、その次には他の沿岸漁業経験者であると、このような順位付けをしたわけである。

そして、一番関心があるだろうと思うのが、現在の特定区画漁業権に該当する漁業権である。ひび建、カキ養殖、それから内水面の魚類養殖、第 3 種の貝類地まき養殖、これが区画漁業権として当時組合管理漁業権であると先ほど申したが、地元漁協または連合会が第一順位とされているわけである。ただし、これらが申請しなかった場合には地元地区に居住する漁民の 7 割以上が構成員となっている法人、第二順位が地元漁民の 7 人以上で構成する法人ということで、この部分は、地元漁協または連合会が第一順位として申請しなければ、定置漁業権の規定をそのままここに入れ込んである。そう考えると少し理解がしやすくなるわけである。

昭和 37 年に改正があり、この定置漁業権の第一順位、第二順位のところに漁民会社が認められたわけである。だから、この特定区画漁業権においても同じ規定であるから、ここに漁民会社が第一順位に入ってくる、第二順位にも入ってくると、このような取り扱いになったわけであるが、桃浦かき生産者合同会社が特定区画漁業権において優先順位を同列にしたというのは、画期的なことである。要するに企業がここに参入するに当たって特定区画漁業権に風穴を開けた。特区の場合には企業でも参入できるようになったわけである。その他の漁業権においては、ここのその他の左側の藻類・小割式の順位は、第一順位が漁業者または漁業従事者、第二順位がその他の者となっているが、その場合には同列が出てくれば地元漁業者を優先させ、同種漁業経験者を次に優先させるようになっているわけである。

その他真珠養殖業については、少し変わっている。漁業者または漁業従事者を第一順位とし、その他の者を第二順位としているが、真珠養殖には玉入れとかいろいろな技術が必要であることから、同列が出てきた場合には真珠養殖業の経験者を優先させる規定にされたわけである。そして、戦後昭和 37 年の大改正によって、ここは第一順位に地元漁協を同列におくことに改正されている。

このように全体をご覧になって分かると思うが、この規定の優先順位は、第一に地元漁協を優先させる、それから地元漁民を優先させる、さらに地元居住者を優先させる、その次に経験というような感じであり、今問われているのは、日本の養殖業が一つも発展せず、衰退するばかりだというのは、経営能力、資本力、技術力、マーケティング能力といったものがほとんど考慮されていないからである。そういったものに該当する部分は第二順位、第三順位以下ぐらいのところに書いてあるのではないかとと言われるかもしれないが、優先す

るのは地元漁協であり、地元漁民となってしまっているから、経営能力は二の次三の次である。したがって、日本の養殖業が、外国が急速に発展している中でも伸び悩みあるいは衰退傾向をたどっているのは、こうした難しい規定で分かりづらくて誰が読んでも分からない、しかも、免許を与えるに当たって非常に不明朗といった実態があって問題が起きているわけである。

資料 P12 の特徴・相違点についてであるが、明治漁業法の場合、現行の水産資源保護法と水協法に該当する条文を下に参考で示しているが、明治漁業法を読まれたら驚くが、それらを漁業法の中に内包して、包括的な漁業法としての体系、今よりもよほど進んだ漁業法という形になっているわけである。そして、現在はこれ以外に TAC 法（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律）も別建てである。したがって、配った現在の漁業法を読まれても、水産資源の保存と管理あるいは持続的利用といったものに関する規定は全く認められない。漁業権を中心に明治漁業法をそのまま引っ張ってきたような法体系になっているから、漁業法を読んでも資源管理がどうなっているか全く分からないような法律になってしまっているわけである。

戦後漁業法における最大の特色は漁業調整委員会の設置である。戦後漁業法では、これによって一部の資本家に独占されていた漁場を開放することで漁民の民主化を図るところが最大の眼目であったわけである。この委員会は行政委員会であり、都道府県においては人事委員会とか選挙管理委員会とか公安委員会といったものがあるが、それと同じ行政委員会である。欧米の進んだシステムを戦後に取り入れてきたわけではあるが、その機能は大臣または知事の諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定をする。例えば入漁権の設定、消滅、あるいは変更の手続きについて、それが適切かどうか裁定する権限を持っているわけである。さらには委員会指示によって免許に対して制限条件を付ける、トラブル防止のために海区漁業調整委員会がどこでも委員会指示を出しているわけであるが、法律に代わるものとして、そのような指示ができる。さらに漁業権の免許の適格性について認定する。海区漁業調整委員会での認定の場合には 3 分の 2 以上必要であるが、そういった認定をする決定機関としての権能も併せて付与された。非常に強い権限を持ったものが、この漁業調整委員会だと言えると思う。

資料 P13 が、戦後漁業法の中に初めて登場した漁業調整機構。当時としては海区漁業調整委員会以外に海区が 2 つにまたがるような海区で調整をする場合に連合海区漁業調整委員会の設置が認められ、さらには各府県に内水面漁場管理委員会も設けられたわけであるが、現在ここがまた一番問題になっているわけである。海区漁業調整委員会は都道府県に原則 1 海区となっているが、海岸線の長い北海道では 10 海区、長崎県では 4 海区、もろもろ現在では 64 海区の漁業調整委員会が設置されている。霞ヶ浦とか琵琶湖のような指定された大きな湖沼については、場合によって海区漁業調整委員会が置かれるというような手続きがなされている。この海区漁業調整委員会が設置された当初、昭和 24 年の時点では、海区委員は 1 海区に 10 人であった。それが昭和 37 年の時点で 15 人に増やされた。また、

任期も2年であったものが4年に延長されたということで、4年間の任期の中で先ほど説明したように、いろいろな権限を持って調整しているが、15人の海区委員の構成を見ると、公選委員が9人、これは漁民の中から公職選挙法に基づいて選挙で選ばれた委員の代表である。その他知事選任が6人、知事選任の中で学識経験が4人、公益代表が2人に分けられている。

私がなぜこれが問題だと先ほど言ったかということ、公選の漁民委員が9人は、実は実際の運用の中で、知事選任の学識経験の中に組合長だとか、あるいは理事といった実権を持った人たちが、地域のバランス上選挙を行わない場合がほとんどであるが、選挙に漏れたような人が学識経験の中に選ばれている場合がある。また、公益代表が果たして専門知識を持った人かということ、実はここに市町村長とか議員といった方も選ばれてくるわけである。仮に学識経験の中に1人でも漁民委員がいたとすると、選挙で選ばれた9人の漁民委員がいるから、10人になる。15分の10ということは3分の2である。先ほど説明したように、漁業権の免許の裁定に当たって、3分の2以上の委員の同意があれば、例えばその漁業権を企業が、会社経営者が利用しようとする、特定区画漁業権に入ろうとすると、それを漁民が否決することができる構成になっているわけである。こうした中で行われている漁業調整委員会が果たして中立で公正・公平なジャッジをしているのかが、疑問視されてきているわけである。

なお、現在はこれ以外に3海域に広域漁業調整委員会がある。日本海と九州西海域を含めて1海域とした広域漁業調整委員会、それから瀬戸内海域の広域漁業調整委員会、さらに太平洋の広域漁業調整委員会である。また、水産基本法に基づく水産政策審議会も別途設置されており、それらによって漁業の振興あるいは漁業の調整を図ることが現在行われてきているわけである。

漁業法の第1条にある漁業の民主化を図るとは何か。確かに明治漁業法から比べれば零細漁民の平等化が図られたかもしれない、さらには各地域における漁業調整、取り締まりに海区漁業調整委員会が機能を発揮しているのかもしれない。しかしながら、水面の総合的利用を図るという第1条に書かれている目的が果たして公平に行われているのかどうか、そして、それによって漁業生産力の発展を図ることにつながっているのか、現在の漁業の実態を見る限り衰退を続けており、漁業が発展していないではないか、漁業法の第1条の目的に沿った形になっていないと言えるのではないかと思うわけである。

今日いろいろと申したが、要は江戸時代から続いてきた漁業者主体の漁民による自治組織、そういった自主的な自治組織が漁業権の管理あるいは漁業管理を現在も行っているのが実態である。さらにいけないのは、水産資源の管理を主体的な自主的管理と称して漁業協同組合とか漁業団体に対して、資源の管理の自主的な取り組みを行わせているわけである。その上に水産庁あるいは都道府県が公的規制を緩く掛ける。漁業の発展している国の法制度を見ると、いずれも公的規制、上からトップダウン方式で厳しい規制を掛けて資源管理をするのが通常である。それが、日本の場合には江戸時代から延々とつながってきた

漁業者による自治的組織が管理をする、自主的な取り組みによって資源管理もする、したがって漁業がもうからない、資源が増えないような形になっているのではないかと思われるわけである。したがって、これからはやはり古臭くなった、私、いろいろな問題点を現在の漁業法について先ほど指摘したが、この旧態依然とした漁業法を変えて、200 カイリ時代にふさわしいような水産資源の保存管理、さらには持続的利用が図れるような漁業法に変えていかなければ、水産業・漁業の衰退に歯止めを掛けることができないように思うわけである。